

成年後見相談



認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、財産管理をしたり、契約を結ぶ必要があっても自分で行うことが難しい場合があります。このような方々の権利を守り、支援するのが成年後見制度です。寒川町社会福祉協議会では、専門家の協力のもと、この「成年後見制度」に関する相談窓口を設置しています。

秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

■相談日 毎月 第1金曜日
※祝日の場合は翌週

■時間 午後1時～午後3時
※おひとり60分以内

■場所 寒川町健康管理センター

■相談員 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター会員

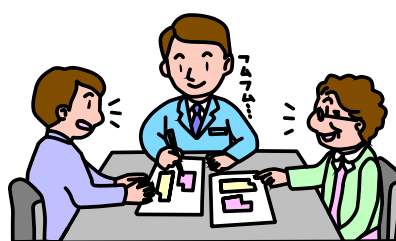
■対象 町内在住の方、福祉関係事業所

■料金 無料

■申込方法 事前予約制（先着順）
相談日の前日までに寒川町社会福祉協議会にご連絡ください。

■問合せ先 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会
〒253-0106
高座郡寒川町宮山401 寒川町健康管理センター1階
電話 0467-74-7621
FAX 0467-74-5716
業務時間 午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日・年末年始休業）



寒川町社会福祉協議会の権利擁護事業



寒川町社会福祉協議会では成年後見相談の他に、次のような権利擁護事業を行っています。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を契約によって行うことにより、自立した生活が送れるよう支援します。

法人後見事業

町内在住で、様々な事情により後見人などの引き受け手がなく、身上監護を中心とした成年後見人などが必要な方について、寒川町社会福祉協議会が法人として成年後見人などになることができます（選任にあたっては家庭裁判所の判断になります）。

職員による相談

権利擁護を含めて福祉に関する相談を幅広くお受けし、情報提供や、必要に応じて他機関にお繋ぎします。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として高齢者の権利擁護を含め、広く相談にしています。

電話：72-1294（寒川町役場1階）
FAX：72-5552

